

分担金・拠出金の名称	国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金	平成28年度 予算額	190,418千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)				
国際機関の概要	UNRWAは1948年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争(パレスチナ戦争)の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として設立され、現在では、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育等の救済事業を実施している。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		UNRWAは第一次中東戦争後に発生した難民を救済するために設立された国連機関であり、現在では、約560万人のパレスチナ難民への保護・支援活動を行っている。UNRWAは、ガザ(2014年に情勢悪化)やシリア(2011年に危機発生)の情勢が安定しない中、財政危機を克服し、パレスチナ難民の救済・支援事業に当たっている。国連総会においても複数のパレスチナ難民に関する決議が採択されるなど、国際社会の関心がシリア等の危機に集まりがちである中、パレスチナ難民に対する支援を着実に実施している。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		・①中東和平へ向けた環境作りに対する貢献、②人道問題としてのパレスチナ難民問題に対する貢献(「人間の安全保障」の確保)、③中東諸国との良好な外交関係の維持、④パレスチナ問題に対する発言力の確保等の観点から、我が国によるUNRWAへの拠出は必須である。また、我が国のイニシアティブ「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会議(CEAPAD)」とも相互補完的なものである。更に、JICAからUNRWAに職員が派遣され、援助協調が行われており、JICAの難民ホストコミュニティ支援とも整合的に支援が実施されている。 ・UNRWAはガザやシリア等、二国間協力ではアクセスが困難な地域で活動している。 ・我が国は、1972年にUNRWAの意思決定機関である諮問委員会のメンバーになり、事務局長に対し我が国の意見を述べている。また、クレハビュール事務局長は就任後毎年訪日し、我が国要人との意見交換を実施。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		・UNRWAは内部監査部(DIOS)による内部評価を実施し、その結果を年二回の諮問委員会で報告し、ドナー等からの意見も受け、将来の事業に反映している。なお、MOPAN等の評価では、否定的な評価はなされていない。 ・eカードによる現金支給やe-Health(カルテの電子化)を含めたイノベーションの導入によるコスト削減に努めるほか、非伝統的ドナーからの拠出拡大にも努める等、資金源の多様化を図っている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		・UNRWAでは、3名の邦人職員が活躍するほか、今年1月から、約7年ぶりに2名のJPOがUNRWAに派遣された。全国国際職員のうち、邦人職員が占める割合は1.2%(日本の拠出割合は3.2%:2015年)。幹部として、保健局長(D2)がおり、UNRWAにおける内部の意思決定に関わっているほか、「家庭医制度」の導入による保健改革を実行し、パレスチナ難民の健康状態の改善に役立っている。 ・UNRWAは邦人職員の採用・活用に努力しており、JPOの派遣も約7年ぶりに実現したもの。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		日本の拠出金の執行管理につき、以下のPDCAサイクルを通じ、適切な報告・フォローアップが行われている。 ①計画段階(Plan): 要人往来等の際に実施する政策調整の際で共有した我が国外交政策の重点分野に沿った分野でのプロジェクトプロポーザルの精査。 ②実施段階(Do): 予算拠出。ビジビリティの確保・広報に留意しつつ、諮問委員会、不定期協議やドナー視察等を通じて案件実施をモニタリング。 ③評価段階(Check): 最終報告書により成果目標等を確認。DIOSやMOPANの評価も参照。 ④フォローアップ(Act): ハイレベルの意見交換や諮問委員会、その他の不定期協議やドナー視察等の場を通じ、問題があれば指摘しつつ、政策調整を行う。			
担当課・室名	国際協力局緊急・人道支援課				